

# 監査結果に係る措置状況報告書

(令和5年3月)

東大阪市監査委員



東大阪監査公表第7号

令和5年3月14日

東大阪市監査委員

柴田敏彦

同

牧直樹

同

吉田聖子

同

右近徳博

監査結果に関する報告に基づき講じた措置の通知等について

地方自治法第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知等があったので、同法同条同項の規定により次のとおり公表します。



## 目 次

生 活 支 援 部 .....	1
上下水道局 下水道部 .....	8
都市魅力産業スポーツ部 .....	15



## 監査結果に関する報告に基づき講じた措置の通知等の公表

1. 通知を行った者

東大阪市長 野 田 義 和

2. 通知を受けた日

令和5年2月15日

3. 監査結果に関する報告

令和3年2月10日監報第5号 監査結果報告書

4. 監査の対象

生活支援部所管事務

## 福祉事務所共通

### 1 生活保護費の未収金について

生活保護法（以下「法」という。）第 63 条において、被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、市に対して速やかに返還しなければならないと規定されている。

また、法第 78 条においては、不実の申請その他不正な手段により保護を受けた者があるときは、市長はその者から徴収することができると規定されている。

ところで、収入増があった場合の戻入金等も含めた生活保護費の未収金額は、令和元年度末時点で福祉事務所合計 1,478,672,319 円であり、多額となっている。

滞納者に対し返済指導を十分行うとともに、特に、法第 78 条に係るものについては、本来生活保護費として支給されるべきものではないものが、公金から支給されていることを鑑み、更なる回収に努められたい。（東・中・西各福祉事務所）



## 措置内容

### 改善中

#### 【東福祉事務所】

生活保護費の債権回収につきましては、令和2年2月に改訂いたしました東大阪市生活保護費返還金・徴収金債権管理マニュアルに基づき、定期的に文書による督促状・催告書等の送付等による督促を行うとともに、生活保護システムを用いた効率的な債権管理・回収に取り組んでおります。特に、法第78条に基づく徴収金については、発生原因が不正な手段によるものであることから、適切な返済計画を立てた上で返還を行っていくよう指導しております。

#### 【中福祉事務所】

法第78条に基づく徴収金につきましては、発生原因が不正な手段によるものであることから、適切な返済計画を立てた上で返還を行っていくよう指導しており、保護継続中のケースでは、より確実な回収を行うため保護課と連携し、保護費からの相殺を促進しております。また、保護が廃止となったケースでは、債権引継ぎシートを活用し、担当ケースワーカーから債権担当者へ納付指導の内容を詳細に伝えるよう努めており、引き続き、東大阪市生活保護費返還金・徴収金債権管理マニュアルに基づき、適切な債権管理に取り組んでまいります。

#### 【西福祉事務所】

令和2年2月に改訂いたしました東大阪市生活保護費返還金・徴収金債権管理マニュアルに基づき、定期的に文書による督促状・催告書の送付等による督促を行い、未収金の回収をはかっておりますが、平成26年及び平成30年に法改正により可能となった法第78条徴収金・法第77条の2徴収金に対する生活保護費からの調整による徴収や、口座引き落としの推進等、ケースワーカーとの連携を深めることで、さらに未収金の解消に努めてまいります。

令和3年度末 生活保護費未収金額 1,449,876,068 円

## 2 緊急小口生活資金貸付金の徴収事務について

福祉事務所では、緊急小口生活資金貸付基金を原資として、怪我や病気など不測の事故の出費により緊急に生活の資金が必要となった者に対し貸付を行っている。令和元年度末の基金総額は109,816,710円で、このうち貸付運用額は92,700,437円となっている。

ところで、当該貸付金の徴収事務において、以下の留意すべき事項が見受けられた。

帳簿等を整理し、適正な債権管理を行った上で、未収金の早期回収に努められたい。

- (1) 備付けの調定簿において、令和2年度の記帳が行われていないもの。(東福祉事務所)
- (2) 不納欠損処分を行ったにもかかわらず、管理簿の処理が行われていないもの。(東・西各福祉事務所)
- (3) 最終償還期限が経過した未収金は三福祉事務所あわせて91,947,437円で貸付運用額の99.2%となっており、長期的かつ多額となっているもの。(東・中・西各福祉事務所)

### 措置内容

一部措置済
(1) 【東福祉事務所】備付けの調定簿の記帳漏れにつきましては、令和2年度に適切に記帳を行いました。
(2) 【東・西各福祉事務所】不納欠損処分後の管理簿の処理につきましては、令和2年度に適切に処理を行いました。
(3) 【東・中・西各福祉事務所】未収金の回収及び適正管理につきましては、生活支援課と各福祉事務所が連携して協議を行い、マニュアル等に従って適切に管理・回収に努めております。
令和3年度末 緊急小口生活資金貸付金未収金額 75,176,910円

### 3 出納員事務について

福祉事務所の次長は、出納員として財務規則（以下「規則」という。）に規定する収納事務を所管している。

ところで、当該出納員事務において、以下の留意すべき事項が見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

- (1) 規則第 206 条の 7 において、現金取扱いの出納員は現金出納簿を備え付けなければならないと規定されているものの、備え付けられていないもの。（東福祉事務所）
- (2) 規則第 26 条の 2 第 4 項において、出納員は収納金を即日又はその翌日に収納金融機関に払い込まなければならないと規定されているものの、払込みが遅延しているもの。  
（中・西各福祉事務所）

#### 措置内容

一部措置済
(1) 【東福祉事務所】現金出納簿につきましては、令和 2 年度において備え付けを行いました。
(2) 【中福祉事務所】監査指摘以後、収納金を即日、又は翌日に金融機関に納めております。 【西福祉事務所】西福祉事務所におきましては、17 時 30 分まで窓口で収納事務を実施しており、即日の払込みは困難でございますが、翌日の払込みに努めております。

#### 4 資金前渡事務について

福祉事務所では、地方自治法施行令第161条第1項の規定により、生活保護費や就労自立給付金（以下「生活保護費等」という。）の窓口支給に係る資金の前渡を受けている。生活保護費等は受給者毎に袋詰めした上で封をして支給されるまで保管されている。

ところで、当該資金前渡事務において、以下の留意すべき事項が見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

- (1) 資金前渡職員は、自らが管理する現金及び預金について現金出納簿により前渡資金の動きを明らかにする必要があるが、受給者に支給されるまで保管している現金については記帳されておらず、預金の動きのみの記帳となっているもの。（東・中・西各福祉事務所）
- (2) 当該生活保護費等は日々の支給が終了した後に貸金庫に保管されるが、保管封筒の残数について毎日確認していないもの。（中福祉事務所）

#### 措置内容

##### 一部措置済

(1)

【東・中各福祉事務所】資金前渡により管理している現金につきましては、監査指摘以後、福祉事務所内で二種類の現金出納簿を作成し管理しております。一方には金融機関への出入金を、他方に受給者に支給した金額を日付順に記入し、相互チェックを行い、管理しております。

【西福祉事務所】資金前渡により管理している現金につきましては、現在、現金出納簿の記載方法についての見直しを進めているところであり、できるだけ早急に、金融機関への出入金と、受給者に支給した金額を日付順に記入した二種類の現金出納簿を作成し、相互チェックを行って適切に管理してまいります。

(2)

【中福祉事務所】監査指摘以後、日々の支給終了後、貸金庫への保管前に保管封筒の残数を毎日確認しております。

## 5 老人クラブ補助金交付事務について

福祉事務所では、老人福祉法第13条第2項に基づき、老後の生活を健全で豊かなものとし、もって老人福祉の増進を図るため、老人クラブ助成事業運営要綱（以下「要綱」という。）を制定し、老人クラブに対し補助金を交付している。

ところで、当該補助金交付事務において、以下の留意すべき事項が見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

- (1) 要綱において、補助対象となる老人クラブを、活動参加者数が常時30人以上と規定しているものの、これを満たしていないもの。（東・中・西各福祉事務所）
- (2) 要綱において、補助対象となる経費が規定されておらず、歳入歳出決算報告書に記載の経費が補助対象事業に該当するものであるか判断ができないもの。  
（東・中・西各福祉事務所）
- (3) 活動報告書に記入誤りや記入漏れがあるにもかかわらず、受理しているもの。  
（中・西各福祉事務所）

### 措置内容

措置済
(1) 【東・中・西各福祉事務所】令和3年4月1日付要綱を改正し、適正な補助金交付事務を実施しております。
(2) 【東・中・西各福祉事務所】令和3年4月1日付要綱を改正し、補助対象経費を明確化しており、要綱に規定されていない経費については認定せず、修正された適正な報告書を受理しております。
(3) 【中・西各福祉事務所】監査指摘以後、記入誤りや記入漏れのある報告書は受理せず、修正を依頼し、修正された適正な報告書を受理しております。

## 監査結果に関する報告に基づき講じた措置の通知等の公表

1. 通知を行った者

東大阪市長 野 田 義 和

2. 通知を受けた日

令和5年2月3日

3. 監査結果に関する報告

令和3年2月10日監報第6号 監査結果報告書

4. 監査の対象

上下水道局下水道部所管事務

## 排水設備課

### 郵便切手等の管理について

当課では、水質指導係分とその他の業務分に分けて郵便切手等を管理している。

ところで、その他の業務分について、現在の使用量に見合わない多数の 10 円切手及び往復はがきを保有している。

有効な利用方法を検討するとともに、適正な管理に努められたい。

## 措置内容

### 検討中

10 円切手に関しましては優先使用をしておりますが、往復はがきにつきましては使用用途が限定され現時点まで使用できていない状況であります。

今後、往復はがきを使用して東地区分流区域の未水洗化家屋に対し、水洗化実施に踏み切れない障害が何であるかの聞き取り調査を、令和 7 年度末を目途に実施する計画をたてております。

また、聞き取り調査結果は、今後の水洗化率向上を図るための資料としてに有意義に活用する予定です。

## 業務課【現：下水道賦課収納課】

### 1 受益者負担金の減免事務について

東部大阪都市計画下水道事業受益者負担に関する条例第9条第2項において、管理者は、同項各号のいずれかに該当する受益者の負担金を減免することができる」と規定されている。

ところで、減免承認の決裁について、減免申請書に併記することとしている減免の承認又は不承認の明示や減免決定額等の記載がないまま決裁が行われている。

適正な事務処理をされたい。

## 措置内容

### 措置済

ご指摘を受け、令和4年度より記載漏れ等が無きように下水道事業受益者負担金減免申請書（様式第5）の様式自体を変更し、適切な事務処理を行っております。



## 2 下水道使用料及び受益者負担金の未収金・不納欠損金について

当課では、下水道使用料及び受益者負担金の収納事務を行っている。

令和2年9月末日現在、未収金のうち過年度分の下水道使用料は102,424,647円、過年度分の受益者負担金は307,100円となっている。

また、令和元年度末の不納欠損金は、下水道使用料が19,884,238円、受益者負担金が912,970円である。

より効果的な回収策を検討し、引き続き未収金の早期回収に努められたい。

### 措置内容

#### 改善中

引き続き、滞納者との面談等の強化や納付催告を行い、未収金の早期回収に努めます。

【参考】 令和4年12月末下水道使用料過年度未収金	52,380,403円
令和4年12月末受益者負担金過年度未収金	204,500円
令和3年度末下水道使用料不納欠損金額	13,673,350円
令和3年度末受益者負担金不納欠損金額	30,200円

### 3 水洗便所改造資金貸付金の未収金について

当課では、水洗便所改造資金貸付基金を原資として貸付を行っており、令和2年9月末の運用総額は36,482,774円となっている。

ところで、運用総額の88.5%に相当する32,297,319円は償還期間を経過した未収金となっている。

状況を精査の上、適正な債権管理に努められたい。

#### 措置内容

##### 改善中

ご指摘を受け、未収金につき精査を行い、令和3年3月、令和4年3月に債権放棄の手続きを経た上で不納欠損処分を行いました。今後も引き続き適正な債権管理を行い、未収金の回収に努めてまいります。

【参考】令和4年12月末の運用総額 3,434,500円

#### 4 郵便切手の管理について

当課では、各種通知文書等の送付のため、郵便切手を管理している。

ところで、旧券種を含めて、現在の使用状況に見合わない枚数の郵便切手を保有している。

有効な利用方法を検討するとともに、適正な管理に努められたい。

#### 措置内容

##### 改善中

監査指摘後に、郵便切手の旧券種につきまして使用頻度の高い1円切手、84円切手に交換致しました。大量発送時には料金後納郵便ではなく、優先して切手を使用する、他課が大量発送時には切手を譲渡するなど行い、今後も引き続き適正な管理に努めてまいります。

## 下水道維持管理課

### 下水道敷の不法占用について

当課では、下水道敷の不法占用物件について、下水道敷用地測量及び土地調書作成業務の委託により調査している。

ところで、当該委託業務により報告を受けたものについて不法占用の除去まで至っていないのが現状である。

適正な財産管理の観点から、引き続き不法占用の除去に努められたい。

## 措置内容

### 改善中

ご指摘を受け、他部署とも協力しながら令和4年度も撤去指導を行っております。今後も引き続き実態把握を行うとともに、関係者との協議・調整を進めながら適正な財産管理に努めてまいります。

## 監査結果に関する報告に基づき講じた措置の通知等の公表

1. 通知を行った者

東大阪市長 野 田 義 和

2. 通知を受けた日

令和 5 年 2 月 10 日

3. 監査結果に関する報告

令和 3 年 3 月 26 日監報第 9 号 監査結果報告書

4. 監査の対象

都市魅力産業スポーツ部所管事務

## 産業総務課

### 1 貸付金の回収について

中小企業の融資申込みに対し信用保証を付して取扱金融機関にあっせんを行う、いわゆるあっせん融資等については、公益財団法人東大阪市産業創造勤労者支援機構が民間の債権管理回収会社へ委託を行い債権の回収に努めているところである。

しかしながら、令和2年10月末における代位弁済残高は35,868,420円となっている。

代位弁済残高は年々減少しているものの、早期の滞納解消に向けて、より効果的な解決策を検討するよう指導されたい。

## 措置内容

### 改善中

引き続き、公益財団法人東大阪市産業創造勤労者支援機構の担当者と債務者の現況等について定期的に情報共有を行い、早期の滞納解消を図っていくよう指導を行ってまいります。

なお、令和4年10月末における代位弁済残高は27,565,518円となっております。

## 2 市有地の利活用について

当課では、旧荒本仮設駐車場跡地を管理している。

当該駐車場跡地については、マーケットサウンディング調査等により有効利用についての検討が進められているものの、現在においても利活用されていない。

前回の監査でも指摘しており、市民の貴重な財産であることから、早期に利活用されたい。

### 措置内容

#### 措置済

当該土地の経過を鑑み今後の事業化が困難であるほか、財源確保の観点から早期の活用を検討する必要があるため、令和3年12月10日付で企画財政部資産経営室資産経営課へ所管換えを行いました。

## モノづくり支援室

### 1 収入未済金の早期回収について

当室で管理している市営産業施設の作業場に係る令和2年12月末における過年度分の収入未済額は16,517,537円で、前回監査での指摘時より収入未済額は増加している。

長期滞納者への対応として、平成29年度に市営産業施設条例第10条第1項第1号の規定に基づく使用許可の取消しを行っているが、一方では、令和元年度以降、滞納者に対する催告を行っていない。

債権管理マニュアル等に基づき、適切な管理を行うとともに、効果的かつ効率的な回収策を検討し、収入未済金の早期回収に努められたい。

### 措置内容

#### 改善中

東大阪市債権管理マニュアルに基づき、令和4年4月下旬、21者に対し催告書を送付し、続いて令和4年8月上旬、14者に対し催告書を送付しました。

これにより、未収金は令和4年12月末時点で9,362,200円となりました。

今後も、未収金の早期回収に努めてまいります。



## 2 モノづくりワンストップ推進事業補助金交付事務について

当室では、補助金等交付規則に基づき、市内製造業を中心とした中小企業者に対しモノづくりワンストップサービスを実施している公益財団法人東大阪市産業創造勤労者支援機構に補助金を交付している。

ところで、当該補助金交付事務において、以下の留意すべき事項が見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

- (1) 補助対象経費が明確にされていないもの。
- (2) 企画財政部が策定した団体に対する補助制度運用基準において、補助対象経費の補助率の上限は原則2分の1と規定されているものの、政策的な必要性を明確にしないまま、2分の1を超えて補助金が交付決定されているもの。
- (3) 実績報告書に領収証書等の添付を義務付けていないもの。

### 措置内容

措置済
<p>(1) 令和4年度から交付要綱を制定し、補助対象経費を明確にしています。</p> <p>(2) 令和3年度から補助金交付決定起案の摘要に政策的な必要性を明記しています。</p> <p>(3) 当該事業については領収証書等の支払証憑が多く、実績報告書に添付させることで公益財団法人東大阪市産業創造勤労者支援機構の事務作業が膨大になるため、領収証書等の添付を義務付けてはいません。その代替措置として、実績報告につきましては、令和3年度末に公益財団法人東大阪市産業創造勤労者支援機構の居室内にて実績報告書に記載されている金員の支出に係る支払証憑を実地検査しております。</p>

### 3 商工振興補助金交付事務について

当室では、補助金等交付規則に基づき、東大阪商工会議所（以下「会議所」という。）に対し、熟練技能者育成支援事業ほか7事業について商工振興補助金を交付している。

ところで、これらの事業は会議所の会員限定の事業ではないものの、創業塾運営事業を除く各事業において、非会員の参加者は極少数となっている。

補助事業としての趣旨を踏まえ、非会員を含め広く市内の事業所が参加できるような広報が行われるよう指導されたい。

#### 措置内容

##### 措置済

当該補助事業については、事業の中で外部調査機関の企業データも活用しながら非会員の案内にも活用しております。また、市も商工会議所と適宜連携し、市政だより、中小企業だより、技術交流プラザのメールマガジンなどのツールを活用して情報を発信しております。引き続き非会員の参加割合の向上に向け周知を行ってまいります。

## 商業課

### 小売商業団体連合会事業補助金交付事務について

当課では、商業振興のため補助金等交付規則に基づき、東大阪市小売商業団体連合会に対し補助金を交付している。

ところで、企画財政部が策定した団体に対する補助制度運用基準において、補助対象経費の補助率の上限は原則 2 分の 1 と定められているものの、政策的な必要性を明確にしないまま、2 分の 1 を超える補助金が交付されていた。

適正な事務処理をされたい。

## 措置内容

### 措置済

指摘事項につきましては、令和 3 年度補助金交付決定時より起案に政策的必要性を記載しております。

## 農政課

### 農業啓発推進事業補助金交付事務について

当課では、農業啓発事業の促進を図るため、農業啓発推進事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）を制定し、東大阪市農業振興啓発協議会に対し補助金を交付している。

ところで、当該補助金交付事務において、以下の留意すべき事項が見受けられた。

- (1) 要綱で補助対象経費が明確にされていない中で、高額な農業体験用備品が購入されている。

要綱において補助対象経費を明確にされたい。また、高額な備品購入費を補助対象経費とする場合は、申請時にその適否を慎重に判断するとともに、購入備品の適正管理、継続した事業への活用や他の用途への使用制限など補助事業として有効に活用されるように必要な条件を付されたい。

- (2) 企画財政部が策定した団体に対する補助制度運用基準において、補助対象経費の補助率の上限は原則 2 分の 1 と規定されているものの、政策的な必要性を明確にしないまま、2 分の 1 を超えて補助金が交付決定されている。

適正な事務処理をされたい。

- (3) 実績報告書に添付の領収証書に宛名のないものが見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

## 措置内容

### 措置済

(1) 令和4年4月1日付で東大阪市農業啓発推進事業補助金交付要綱の改正を行い、補助対象経費を明確にしております。また、農業体験用備品につきましては、当該補助対象事業において収穫の恵みを一層体感していただくために有効活用されているものであり、ご指摘を踏まえ、備品に関する要件定義等について整理しております。

(2) 本件事業につきましては市政マニフェストにも位置付けられており、令和3年度より補助金交付決定時の起案において政策的な必要性について記載しております。

(3) 当該補助事業者に対し領収証書の宛名等に不備が無いよう指導いたしました。今後も、報告書の提出があった際には添付資料を含めてしっかりと確認し、内部統制を充実してまいります。